

## 廃棄物管理施設の変更許可申請における面談時の質問回答表

令和 5 年 2 月 1 日  
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
 大洗研究所 環境保全部

## 廃棄物管理事業変更許可申請（下線部は変更箇所）

	確認事項	回答内容、対応状況
【令和 4 年 5 月 19 日】面談		
1	申請書の主な変更点を示すこと。	補足説明に新旧の抜粋版を追加しました。
2	適正化を図るに至った経緯、目的などについて、その他試験研究炉とのバランスや事業者の考えを明確にすること。	概要説明資料に本変更申請の背景を追加しました。
3	安全機能の適正化の説明で、廃棄物管理施設と比較している対象が、安全上重要な施設を有する試験研究炉と比較している。説明方法を見直しすること。	維持すべき安全機能を既許可から本変更申請において、どのように見直し適正化するのかを説明する資料に見直ししました。
4	代替設備機器を具体的に示すこと。	補足説明に設備及び代替設備の一覧表を追加しました。
5	廃棄物管理の全体概要を加えること。	補足説明に廃棄物管理施設の概要説明を追加しました。
6	有機廃液の発生履歴、今後減る理由、今後の発生予測量について加えること。	12 ページに発生量と処理予定量の説明を追加しました。
7	受入施設の基準適合性は何条で示すのか。どの条文で適合性を確認するのか示すこと。	適合性の説明における第十三条で説明する内容に見直ししました。

	確認事項	回答内容、対応状況
8	化学処理装置等の使用停止と廃止に向けた具体的な方法を説明資料としてまとめること。	20 ページに、有機廃液一時格納庫及び化学処理装置等の使用の停止に係る流れと、停止する設備及び機能を追加しました。
9	液体廃棄物 A のこれまでの発生量と今後の発生量を説明すること。これまでの化学処理装置及び蒸発装置 I で処した量や今後の処理量を示し、化学処理装置を停止しても今後処理できることを説明すること。	17 ページに液体廃棄物 A の処理量と、今後の発生量を記載し、化学処理装置を停止しても廃液蒸発装置 I で処理できることを説明する記載を追加しました。
10	化学処理装置の使用の停止に伴い継続使用される蒸発装置 I の処理フローを示すこと。	蒸発装置 I の処理フローを示す説明を追加しました。
11	資料 12 ページ 液体廃棄物 C の削除は、化学処理装置の使用の停止と関係ないので、「伴い」の記載を見直すこと。液体廃棄物 C が発生しない理由を示すこと。	16 ページに液体廃棄物 C の JMTR を想定していたこと、過去発生していないことから液体廃棄物 C の削除ができる説明を追加しました。
12	化学処理装置の停止に伴って、他の安全機能や他の条文への影響をわかるようにすること。	化学処理装置の変更が、適用条文のどの条項に該当するのか説明を追加しました。
13	資料 7 ページでの記載を見直しすること。維持すべき安全機能は現許可において何か。本変更で何がどう変わるのか、また防護対象施設を説明資料に加えること。	既許可における安全機能の考え方と、本変更申請において、維持すべき安全機能は何かを説明する資料を追加しました。
14	基準適合性の説明を加えること。	添付資料 1 に事業許可基準規則と既許可の設計方針、並びに適合するための説明を追加しました。
15	今後のスケジュールを示すこと。	全体スケジュールは別途お示しします。審査会合では許可変更に係る設計方針の説明を優先して行います。
【令和 4 年 5 月 26 日】面談		
1	平成 28 年 6 月 15 日の新規制基準の審査を踏まえたグレーテッドアプローチ対応を引用しているが、最新のガイドライン及び基準規則と照らし合わせ場合について説明を検討すること。	記載として引用するグレーテッドアプローチについては記載のままとなりますが、別途、最新ガイドラインとの関係を整理します。
2	有機廃液の受入れ量や今後の発生予定量について記載があるが、今後も増えない根拠を示すこと。また、有機廃液の受入れについて、許可の量を超えないようにどのように制限管理しているのか明示すること。	定期的な放射線管理の分析作業によって発生する有機廃液廃棄物は、施設の休止及び廃止に伴い発生頻度が減じていることなど説明を追加しました。

	確認事項	回答内容、対応状況
3	処理フローにおいて、セメント固化装置で処理の部分で、化学処理装置と蒸発装置Ⅰで共通している箇所については分かりやすいように記載を見直すこと。	処理フローについて共通している箇所を明確化するなど記載を見直ししました。
4	化学処理装置の使用の停止に伴う処理量の妥当性の説明で、処理量に対し今後の発生量の方が高い値となっている。必要に応じて記載を見直すこと。	液体廃棄物Aの年間発生予定量における「発生量」は、各施設からの発生予測量を合算したもので、処理実績の処理量と差異が大きくなっているため、過去の処理実績においても同様に想定最大発生量を追加する見直しをしました。
5	添付資料1の2条について、該当する施設が化学処理装置と廃液貯留施設Ⅱとなっているが、他の設備機器について該当するものはないのか確認すること。	第二条（遮蔽等）においては、有機溶媒貯槽を有するβ・γ固体処理棟Ⅲは、遮蔽機能を設ける施設及び設備はないため、当該条項には該当しません。
6	添付資料1 基準適合の考え方で全体的な構成を見直すこと。各条の説明や表があるが、説明の意図が分かりかねる部分があるため整理すること。	基準適合の説明内容を整理し、見直ししました。
7	添付資料1の第8条について、安全機能について過大な点があるとあるがどういう意図で記載しているのか。	記載表現が一致していない部分があるため、見直ししました。
8	添付資料1の第10条の説明において、有機廃液一時格納庫の記載しがないが、有機溶媒貯槽についての現行のものと変わらないこと記載するなど、各条文においても見直しをすること。	既許可の設計方針に変更がないことの理由を含め、全条項について記載を見直ししました。
9	今回の変更に伴い不要となる設備の説明をすること。	使用を停止する施設について、設備の停止までの流れと機能の停止の段階がわかる資料を追加しました。
10	新旧対照表の提出はいつ頃か。	本面談後にデータを送付します。
【令和4年6月6日】ラップアップ面談		
1	変更許可申請の工事工程について見直す場合は、届出の事項であるため、手続きを確認すること。	安全機能の適正化による設計方針の見直しに伴い、建家改修の工事が不要となるため、工事の変更ではなく、申請としております。許可後は、許可の工事計画にあわせて届出を行う予定です。
2	添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データの確認プロセス及びいつの時点で許可書の基本設計に反映するかについて説明のこと。	(回答は下記令和4年6月8日面談回答)
【令和4年6月8日】面談		

	確認事項	回答内容、対応状況
1	添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データの確認プロセス及びいつの時点で許可書の基本設計に反映するかについて説明のこと。 本件は廃棄物管理事業だけではなく、大洗研究所、原子力機構全体に関わる内容として整理し説明すること。	別途お示しします。
【令和4年6月16日】面談		
1	質問回答表 工事工程の変更届出の説明については許可後に変更届出をする旨明記すること。	令和4年6月6日ラップアップ面談の回答の記載を改めました。(変更は下線)
2	回答説明資料1 第2パラグラフ「施設の運転の停止又は代替設備・機器を用いること」について、竜巻は代替設備があるが火山はないので、表現を適切にすること。	「竜巻は施設の運転の停止又は代替設備・機器を用いる。竜巻、火山、生物、森林火災、飛来物、近隣工場、有毒ガスは、運転の停止をする。」を具体的に明記しました。
3	回答説明資料1 回答資料全体として設工認と保安規定の回答形式にあわせてパワーポイント形式にすること。また表などは補足説明とし、簡潔にすること。	パワーポイント形式とし、表を付さず簡潔にまとめました。
4	F1記載を削除すれば、設計方針の対応としては良いのでは。本文で全ての外部事象に対し、機能代替を適用する理由がわからない。設計本文の変更範囲と添付資料五の変更範囲の整理をすること。	本文では、代替・設備を用いるのは外部事象の竜巻であり、運転を停止するのは、火山、生物学的影響、森林火災、飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災及び毒ガスにおいてですので、適切に記載します。
5	回答説明資料2 設工認補正を9月に行うとあるが、それは変更許可取得後ではないか。使用前確認と工事の着手のタイミングなどについて、線で説明すること。	現在申請中の設工認の認可取得後、使用の停止に係る設工認及び、保安規定を別途申請予定です。詳細は資料にて整理しました。
6	回答説明資料3 申請のあり方として、申請形式を具体的に言っている。申請のあり方について検討すること。	他の変更許可申請と横並びを図り、改め形式で補正します。

	確認事項	回答内容、対応状況
7	<p>回答説明資料 4            質問にある記載「今後の審査…」削除すること。また「…詳細評価は見直しをする。」評価を見直しするのか。</p>	<p>質問事項としてふさわしくない表現ですので「今後の審査…」を削除しました。            回答内容の表現を「基準規則への適合性の説明の観点から、適切に見直しする。」に見直しました。            また、回答説明資料 4 は回答説明資料 3 と一つにして回答します。</p>
【令和 4 年 6 月 30 日】面談		
1	<p>審査会合の質問回答            1 ページ。「維持すべき安全機能の適正化」の表現は、許可基準規則十一条の安全機能の変更に見える。外部事象の変更であるため防護方針の見直しなど、適切な表現を検討すること。            また、申請書に同様の文言がある場合、補正に際して整合を図ること。</p>	<p>外部事象に対し、建家構造健全性で全ての安全機能を維持することについて見直しするため、この表現にたどり着いています。            適正化する外部事象を竜巻とするため、適切な表現に見直します。</p>
2	<p>審査会合の質問回答            2 ページほか。回答の枠と後段の説明の関係がわからないため記載を見直しすること。</p>	<p>回答は申請した変更許可申請書の考え方に基づいた内容で、後段の説明は、審査を通じて見直しを行う内容です。            分かるように「申請した変更許可申請の考え方」「今後の対応」など記載を追記します。</p>
3	<p>審査会合の質問回答            2 ページ。質問回答(1)で具体的にどのように変わるのか、1 枚程度で示すこと。</p>	<p>変更案を 1 枚程度にまとめて示します。具体的には竜巻の評価について、建家の構造健全性の確保についての記載や、藤田スケール F1 の評価を削除するなどになります。</p>
4	<p>審査会合の質問回答            3 ページ。「設工認を補正する」という次ページ以降の説明と異なる表現があるため、記載を見直しすること。</p>	<p>現在説明している設工認とは別の申請を予定しているため、記載を見直します。            具体的には「使用の停止に係る設工認は、現在申請中の設工認とは別に申請する」等に見直します。</p>
5	<p>審査会合の質問回答            5 ページ。工程線について、関係性はわかるが時間軸がわからないので、時期など適正に追記すること。            また、使用前確認申請が孤立して見えるので、見直しすること。</p>	<p>修正後 7 ページ。工程線に時間軸を追記します。使用前確認申請は、その後の使用前確認と連動しているので、分かるように見直します。            別途お示しします。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
6	審査会合の質問回答 5 ページ。許認可の手続きとして現在の申請の設工認の中に取り入れ、一本で対応したほうが許可との関連性も見やすく合理的なのではないか。	修正後 7 ページ。竜巻対策工事がクリティカルなので別申請としています。 別途、許認可スケジュールにて説明します。 別途お示しします。
7	審査会合の質問回答 6 ページ。回答の最後において、適切に見直しするというのは、具体的にどのようなことか、参考資料などで説明すること。 また、改め形式という表現は、別の用語を連想するため見直しすること。	修正後 8 ページ。前回資料（6 月 16 日）において見直しの方針案を示しているため、参考資料として追加します。 改め形式という表現から、新旧等の形式に修正します。
【令和 4 年 7 月 14 日】面談		
1	資料 1-1 審査会合でのコメントは指摘事項、ヒアリングでのコメントは確認事項とし、表を区分すること。	資料 1-1、資料 1-2 面談時の質問回答資料は資料 1-1 とし、審査会合の質問回答表は資料 1-2 として区分しました。
2	資料 1-2 : 3, 4 ページ 「見直し案」ではなく表現を見直しすること。	資料 1-3 : 3, 4 ページ 「見直し案」から「見直し方針」へ記載を改めました。
3	資料 1-2 : 7 ページ 施設の使用の停止に係る設工認は、新規制基準対応に係る設工認に含まれるべきではないか。これらを分割している理由を説明のこと。また、分割申請であれば使用の停止に係る工事を赤点線（運転開始）までに完了させる必要もないのではないかと。	施設の使用の停止の設工認は、現在機能維持している状態から段階的に工事を行い、機能維持を不要とするための申請内容であり、既申請は、すでに施設の停止を前提にした設工認であって、分割申請が可能と考えました。 しかしながら、新規制基準対応に係る設工認として効率的に審査できることから設工認を申請ではなく、補正する方針とします。 新規制基準の分割申請としては、5 つになります。  資料 1-3 : 5, 7 ページ 使用の停止に係る設工認の時期及び審査スケジュールについて見直しました。

	確認事項	回答内容、対応状況
4	<p>資料 1-2 : 7 ページ            新規制基準を踏まえた保安規定と使用の停止の保安規定は申請期間が重複している中で、前者は使用を停止していないが、後者は使用を停止することが記載され矛盾が生じていると考えられる。この点についての考えを説明のこと。</p>	<p>申請期間が重複している新規制基準を踏まえた保安規定と、使用の停止の保安規定についてですが、新規制基準を踏まえた保安規定は、施設の使用の停止が完了していることを前提としており、また、施行を使用前確認完了後としていて、停止する施設に関する記載（規定）はありません。</p> <p>一方、使用の停止の保安規定は、現在機能維持している施設について、工事における段階的な停止に関する記載（規定）を定めています。従って、申請は重複しますが、停止する施設に関する記載（規定）は、重複しないことから、同時に審査が可能と考えました。</p> <p>前述のコメント（7/14 No.3）に基づき、効率的な審査を検討し、保安規定については補正することで、見直しました。</p> <p>資料 1-3 : 7 ページ            使用の停止に係る保安規定の時期及び審査スケジュールについて見直しました。</p>
5	<p>資料4            審査スケジュールの変更による廃棄物管理施設の運転開始の遅れに伴い、大洗研究所他施設への影響はないのか。また、HTTR の廃棄物の保管量に問題はないのかについて、審査会合までに説明のこと。</p>	<p>審査スケジュールについては、大洗研究所内の他施設への影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、HTTR は令和 3 年 7 月に運転再開しましたが、令和 4 年 3 月に予定していた炉心流量喪失試験の準備で現在まで停止中であり、想定している約 2 年間の廃棄物保管に影響は与えません。</p>
【令和 4 年 7 月 21 日】面談		
1	<p>資料1-3 7ページ            工程表の青色線と水色線について、凡例を追加すること。</p>	<p>資料 1-3 7 ページ            凡例を追加しました。</p>
2	<p>資料1-1 4ページ            気象データについて別途提示するとのことだったが、いつ提示できるのか説明のこと。</p>	

	確認事項	回答内容、対応状況
3	資料1-3 4ページ 添付資料五(3) 第八条竜巻の記載について、「その他の安全機能…」の前の文章を(略)として省略しているが、わかるようにすること。	資料 1-3 4 ページ 資料 1-3 の参考資料 2 に全文にて記載しているため、その箇所を参照できるよう資料 1-3 の 4 ページに、参考資料を引用する記載を追記しました。
4	資料1-3 7ページ、資料2 審査会合の資料として、資料2(許認可スケジュール)は資料1-3 7ページの内容と重複するため、検討のこと。	資料 2 (許認可スケジュール) を資料 1-3 の参考資料 3 として添付しました。
【令和 4 年 7 月 28 日】面談		
1	資料1-3 2ページ 回答1にて「施設の運転の停止…」とあるが、本文や添付資料のどこに記載されているのか。	既許可の 5-1-19 に以下記載しております。  以下の文章については、添付資料五 第八条の「まとめ資料」に記載しております。まとめ資料は見直し方針として削除し、補足説明資料とするほか、必要な箇所を設工認にて仔細に記載することとなります。 別紙 8 - 1 竜巻の影響の評価について (6) 廃棄機能 廃棄物を取り扱う設備・機器を有する施設を除き、本機能を有する設備に損傷はない。 廃棄物を取り扱う設備・機器を有する施設については、 <b>竜巻警報が出た際は、直ちに装置の運転を停止し、取り扱っている廃棄物を静置して取り扱いを停止した後に、廃棄機能を有する設備・機器の運転を停止する。</b> 廃棄機能有する設備・機器に損傷があった場合は、地震後と同様に実施する竜巻後の点検でこれを確認でき、必要に応じて、構造健全性が維持される代替設備・機器で人員により対応することができるため、本機能を有する廃棄物管理施設の構造健全性は維持される。 (資料 3 参照)
2	新旧を用いた説明について、本文・添付書類単位での説明ではなく、主な変更点5項目単位での説明とできないか。その際、各項目が規則の何条に該当するかが分かる様な資料を用意いただきたい(竜巻対策なら八条など)。	各項目の適用条文が確認できるような資料を用意し、新旧についても項目毎に抜粋した形とします。



	確認事項	回答内容、対応状況
3	<p>新旧 1-2            経理的基礎について、廃液処理棟の改修費用が記載されているが、具体的にはどのような工事を行うのか。また、本改修は主な変更点の何番に該当するのか。</p>	<p>廃液処理棟の工事については、壁の設置が費用の多くを占め、残りは基礎工事になります。            ①の「外部事象に対する設計方針の変更」に該当します。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
4	<p>竜巻対策の防護壁については、申請書のどこを確認すればよいのか。</p>	<p>既許可の添付資料五（安全設計）第八条 適合のための設計方針に以下記載しております。</p> <p>参考資料2 2 ページ 1 行目  (3) 竜巻  最大風速 69m/s の竜巻が発生した場合において、全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備は、<b>飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置</b>により、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。  （中略）</p> <p>参考資料2 3 ページ 23 行目  全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する建家、設備及び機器は、<b>飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置</b>により、構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>以下の文章については、添付資料五 第八条の「まとめ資料」に記載しております。まとめ資料は見直し方針として削除し、補足説明資料とするほか、必要な箇所を設工認にて仔細に記載することとなります。</p> <p>別紙8-1 竜巻の影響の評価について  (1) ハード対策  ① 固体廃棄物減容処理施設の周りを除き、マンホール蓋及びエアコン室外機を固縛することにより、飛来物とならないようにする。  ② <b>廃液処理棟については、飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するための設備を設ける。</b>  ③ α 一時格納庫については、飛来物の衝突による廃棄物の損傷を防止するため、廃棄物（特に地上階にあるもの）を鋼板で覆う。  ④ 消火設備のうちガス消火設備については、屋外等に敷設している配管の損傷を防止するための設備を設ける。  （資料3 参照）</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
5	新旧 添付書類八 変更前に記載がないことになっている。今回の申請にて追加するものなのか確認のこと。	炉規法改正に伴い令和2年4月22日に本文の変更として、「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を届出しております。
【令和4年8月4日】面談		
1	別紙8-1の位置づけはどうか。 どれが本文、どれが添付になるか整理すること。 また、今回の許可の中身に更新すること。	別紙8-1に係る各条項のまとめ資料は削除します。 竜巻対策における、飛来物の想定、防護すべき対象、防護設計や必要な工事、施設の停止の有無、代替措置については、添付資料五（安全設計）における1.7外部からの衝撃に対する設計において、明確化することとし、記載を見直ししました。
2	資料3（別紙8-1） 今回の竜巻対策にて何をするのか、飛来物の想定、防護すべき対象、防護するための設計や必要な工事、施設の停止の有無、代替措置等について、全体が分かるような資料を準備できないか。	資料2（8月12日付け審査会合回答資料）の添付の参考資料2に見直し方針を示しました。 本申請書と見直し方針の差異は、マーカ表示し明確化しました。 なお、資料2の参考資料6については、8ページで「各条まとめ資料については、基準規則への適合性の説明の観点から、適切に見直す」と明記していることから削除しました。
3	新旧 全体的に備考を見直し、適切な表現に記載を改めること。	備考の見直しを行い、必要に応じ記載を修正しました。
【令和4年9月8日】面談 ※注記1：該当項目は、見直し資料「申請対象条文の確認及び理由」にて改めて説明するため、回答内容について表現を変更する可能性があります。		

	確認事項	回答内容、対応状況
1	<p>有機廃液一時格納庫から有機溶媒貯槽への受入れ施設の変更等、既許可での記載と変更後の取扱いについて整理し、次回面談にて説明のこと。</p>	<p>有機廃液一時格納庫は、独立した建家（施設）であり、内部に主要な設備として、格納室及び保管容器を有します。          液体廃棄物の受入れ施設を有するほか、管理区域があり、放射線管理施設、気体棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設、電気設備、消防設備、通信連絡設備を有します。</p> <p><u>(※注記1)</u></p>
2	<p>JMTRの「4000m<sup>3</sup>」は本文のどこに出てくるか。</p> <p>資料9ページについて、年間処理が記載されているということか。また、その算出はどのような考えか。</p>	<p>JMTRの「4000m<sup>3</sup>」の記載は、本文ではなく、添付書類五の第13条（処理施設）の解釈第1項に、JMTRから発生する一次冷却水を含むものが約4000m<sup>3</sup>であることが記載されています。</p> <p>既許可では、第13条（処理施設）解釈第1項の説明において、以下記載しております。</p> <p>「(3) 液体廃棄物処理と設備の能力          1) 液体廃棄物A          廃棄物管理施設における液体廃棄物Aの最大受入れ量は、年間8,000m<sup>3</sup>である。このうちの約4,000m<sup>3</sup>は、JMTR原子炉施設から発生する一次冷却水で、(略)を含むものである。その他の約4,000m<sup>3</sup>は、物理的・化学的性質が多様な<sup>60</sup>Co、<sup>90</sup>Sr、<sup>137</sup>Cs等を含むものである。」</p> <p>年間処理量について上述のとおり記載されています。</p> <p>年間処理量の算出は下記のように行っています。          JMTR原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽Iに一時貯留したのち、化学処理装置で処理するとしています。          JMTR原子炉施設の廃止措置が決まりましたので、液体廃棄物の発生がなくなる見通しで、化学処理装置の処理量約4,000m<sup>3</sup>は0m<sup>3</sup>となることから、液体廃棄物の全体の年間処理量は8000m<sup>3</sup>から4000m<sup>3</sup>に減ることになります。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
3	変更許可申請対象条文の判定凡例の基準が分かりにくいいため明確にすること。また、理由について詳細に記載すること。	<p>変更が生じる項目について、設計評価等の変更があれば○、設計評価等の変更がなければ×とすることにより明確化を図りました。また、該当の有無の理由についても詳しく記載しました。</p> <p><u>(※注記1)</u></p>
4	化学処理装置の使用停止が遮蔽に影響を与えないとしているが、その根拠は何か。また、過去に説明があった内容なのか。	<p>化学処理装置の使用停止によって遮蔽機能は不要になります。しかしながら、速やかに施設を廃止するわけではなく、施設の除染等を踏まえ、既許可のインベントリ条件をそのまま用いることにより直接線及びスカイシャイン線の評価を保守的に含めています。このため、「遮蔽等の許可基準規則に該当するが設計評価等の変更はない」としたものです。既許可のインベントリ条件をそのまま用いる説明は、概要説明で一部行っております。</p>
5	新旧対照表の図表について解像度をあげること。また、備考欄の記載が不十分な箇所について具体的に記載をすること。	<p>図表の解像度を見直しました。また、備考欄の記載を具体化しました。</p>
6	加入電話設備及び構内一斉放送設備は既許可にて記載されているのか。新たに適合性を確認する必要はないのか。	<p>加入電話設備及び構内一斉放送設備については、既許可には「廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、移動モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、」のように記載されています。</p> <p>上記のとおり、既許可において共用する設備として記載されているため、適合性は確認済みであると考えております。</p>
7	資料4-2の新旧対照表にて「記載の明確化」とあるが、既許可と比較し何を明確化したかが分からないので表現を見直すこと。	<p>備考欄の記載を見直しました。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
8	資料4-2 P7の追加記載が分かりにくいため、文面を改めること。	<p>本申請において下記としていた文章について、見直しをしました。  修正前：「<u>廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。</u>」</p> <p>修正後：「<u>固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を設ける設計とする。</u>」</p>
<p>【令和4年9月26日】面談  ※注記1：様式を見直した資料「申請対象条文の確認及び理由」にて改めて説明するため、回答内容の記載を変更する予定です。</p>		
1	<p>資料2-1 4ページ  許可基準規則と理由の回答が一致していない。記載を同一にしている理由は何か。</p> <p>回答のロジックを整理して回答すること。</p>	<p>説明の内容が同じであるため、同一回答としていました。  許可基準規則と照らし合わせて、変更前後で、許可基準規則に該当する内容を記載しました。また、理由の説明は条項ごとに記載しました。</p> <p><u>(※注記1)</u></p>
2	<p>資料1-1</p> <p>固体廃棄物の処理施設において、主要な設備にβ・γ焼却装置が出てくるが、液体廃棄物の処理施設に出てこないが、出てくるべきではないか。</p> <p>有機性の廃棄物は液体性のものとするが、そうすると液体廃棄物処理装置の主要な設備にもβ・γ焼却装置が出てくるのでは？理由があれば、その理由を説明すること。</p> <p>混合物は固体として処理するというロジックで許可を取っているのならば、そのロジックを示せばよい。</p>	<p>混合物は固体として処理するというロジックで、既許可は整理しております。</p> <p>有機廃液は液体廃棄物であるが、固体廃棄物の焼却時に、有機廃液を噴霧することで一緒に処理するため、固体廃棄物の処理施設で処理するとしていました。  また、液体廃棄物Cについても、分析フードで乾固し固体化して、β・γ焼却装置で処理するため、固体廃棄物の処理施設で処理するとしていました。</p> <p><u>(※注記1)</u></p>
3	資料の一部、2/13ページに区分判例がないが、区分は何か。	「△」の区分記載が抜けておりました。

	確認事項	回答内容、対応状況
4	資料2-1 2/12 表中の「廃液処理棟のうち～」とあるが、評価条件の記載として、セメント固化装置のスラッジ槽が抜け落ちている。	セメント固化装置のスラッジ槽についても追記しました。 <u>(※注記1)</u>
5	「×」に相当する理由部分の記載が少ないがなぜか。 理由も必要なので、理由を追記すること。	今回の申請において、変更しない箇所であるため、一律に記載しておりました。該当しない理由を記載しました。 <u>(※注記1)</u>
6	1/12ページの遮蔽等の第1項と第2項で遮蔽の設計は変わるのか。  1項では「△」なのに、2項「×」なのに同じなのか。 記載個所はどこか？	遮蔽の設計に変更はありません。 一部、遮蔽機能を有する点から、適合条文の説明において、それぞれ記載をしましたので、1項と2項で区分が分かれていました。 <u>(※注記1)</u>
7	3/12ページ 第3条の理由について「既許可の～変更するものではない」とあるが、閉じ込めの管理に変更はないという理由でよいのか。 その旨を記載すること。	閉じ込めの管理に変更はありませんので、記載します。 許可基準規則と照らし合わせて、許可基準規則に該当するかどうかを明記しました。 また、そのうえで、設計評価等に変更があるかどうかを記載しました。 <u>(※注記1)</u>
8	5/12ページ 5条について「△」となっているが、「×」ではない理由はなにか。 設計や評価に変更があるかを判別したいので、見直すこと。全体的にその見直しを行うこと。	有機溶媒貯槽を設置しているβ・γ固体処理棟は、第5条（地盤）の設計に該当すると考えております。 しかしながら、β・γ固体処理棟の施設に変更はなく、第5条地盤の設計が変わるものではないことから、「△」としました。  →全ての資料について、許可基準規則と照らし合わせて、許可基準規則に該当するかどうか整理し、理由を記載しました。 <u>(※注記1)</u>

	確認事項	回答内容、対応状況
9	9/12ページ 13条について、液体廃棄物の処理量について、処理施設全体を見て処理量と発生量を照らし合わせ、「○」になると考えるが、どうか。 理由を追加すること。	許可基準規則と照らし合わせて、許可基準規則に該当するかどうかを明記しました。また、そのうえで、設計評価等に変更があるかどうかを記載しました。  <u>(※注記1)</u>
10	10/12ページ 14条について、1号について「×」はいいとして、明確な説明や理由を追加すること。	許可基準規則と照らし合わせて、該当しない項目を×としました。理由について説明の記載をしました。  <u>(※注記1)</u>
11	9/8のコメントで一部説明資料を求めたが、その対応はないのか。すべてを理由で回答するのではなく、コメントに対して1対1の回答を準備すること。9/8のコメントも見直して対応すること。	コメントについて質問回答表で管理し、内容に応じ回答のための別紙を準備します。  <u>(※注記1)</u>
12	気象データ(2009～2013年)が、最新の気象データと比較し、妥当であることを説明すること。	別紙「気象データに関する回答資料」にて、説明します。
【令和4年10月6日】面談		



	確認事項	回答内容、対応状況
1	<p>資料1  まとめ資料の分離の考え方について</p> <p>方針に例えば、現在まとめ資料は含まれた形で申請されている申請書を分離する考え方をまずはまとめてほしい。竜巻であれば、竜巻評価ガイドに対応する部分を申請書本文添付とし、それ以外をまとめ資料とするなど。</p> <p>それができたら、イメージではあるけれど、3段表のようなものをつかって、分離していけば効率的に作業できると思う。</p> <p>竜巻を例として言えば、一番版左の欄には竜巻評価ガイド、真ん中の欄には現在の申請書（まとめ資料を含む）、一番右には分離の考え方。</p>	<p>拝承。まず様式をお示しします。</p>
2	<p>「竜巻影響評価ガイド」の適合性確認について、8ページ(2)組み合わせる荷重について、考慮されているのか。</p>	<p>詳細記載はないがガイドに基づいて、運転時荷重などの組合せ荷重など考慮している。</p>
【令和4年11月9日】面談		
1	<p>本面談で規制庁殿及び原子力機構(以下、機構)の双方で確認した。要点を以下に示す。</p> <p>2-1) 「まとめ資料」の整理は、既許可すべてを対象とはせず、本変更許可申請の範囲のみを対象とする。その他の部分は、次回以降の変更許可申請時に都度整理する。</p>	<p>拝承。</p>
2	<p>「まとめ資料」は、以下の区分に基づいて分類する。</p> <p>分類後、①は申請書の添付書類に記載する。</p> <p>補足説明資料には、①+②+③を記載する。</p> <p>①：ガイドへの適合性の説明に必要なもの</p> <p>②：ガイドへの適合性の説明に必要なだが、設計方針ではない詳細な計算結果等。</p> <p>③：記載が重複している等必要ない記載。</p>	<p>拝承。</p>

	確認事項	回答内容、対応状況
3	作業開始前に整理表を作成し、分類の妥当性を規制庁殿に確認いただく。 なお、作業イメージが合致していることを確認するため、当該整理表を1~2ページ作成し、規制庁殿に確認いただく。	拝承。
4	[ガイドがないものに対するまとめ資料の分離] 有機廃液一時格納庫の使用の停止等、ガイドがないものについては、許可基準規則に基づき整理表を作成する。	拝承。 上記当該整理表を1~2ページ作成し、規制庁殿に確認いただく。
【令和4年12月8日】面談		
1	資料3の4頁 基準竜巻はないが、設計竜巻は添付書類に記載されているか。	添付書類に記載している部分もあるが、今回まとめ資料にある表1及び2を添付書類に記載することで、全体を網羅したものとする。
2	資料3は問題なしと考える。このため、この考え方に基いてまとめ資料を分離し、補正の準備を進めること。	拝承。
3	まとめ資料で申請書の本文に記載すべきものはないのか。	整理の結果、記載するものはない。
4	仮にまとめ資料の記載を本文に記載する場合の考え方は何か。	基本的には条文の記載に沿って記載し、それに補足する必要がある場合は、本文に記載する。 よって、今回はまとめ資料の記載を本文にも記載する箇所はない。
5	資料2-1~2-5 竜巻以外のまとめ資料について、どこを申請対象か確認したい。「基準規則の該当の有無」が「あり」が対象条文か。	「基準規則の該当の有無」及び「設計変更の有無」の両方が有の場合が申請対象となる。
6	有機廃液一時格納庫の対象条文はないということか。	該当するものはなく、設計方針が変わるものはない。

	確認事項	回答内容、対応状況
7	30 ページについて、赤文字は申請対象として記載しているものではないのか。	資料中の朱記下線の部分は本変更申請において、既許可の記載から変更したものを示しているもので、申請対象であることを示しているわけではない。
8	資料 2-1～2-5 にかけて、設計変更がある箇所はどこか。	資料 2-2（廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止）の第 8 条（外部からの衝撃による損傷の防止）以外は、該当なしと考えている。
9	資料 2-2 以外は設計方針の変更には当たらないというのは理解するが、化学処理装置の使用の停止のための対策として、フランジ間による閉止措置（閉止板の挿入）を実施するのであれば、第 3 条（閉じ込め機能）は対象条文ではないのか。	既設の設備を使用停止にするだけであり、既許可の設計方針に変更がないこと、許可の対象から削除すること、閉止措置については設工認で確認いただくことから、変更にはあたらないと考えている。
10	条文には限定された区域に適切に閉じ込めるということが要求事項である。廃液処理棟の閉じ込めはどこで担保しているのか（機器/建家等）。	それぞれの設備で閉じ込めることとしている。配管での閉じ込めという観点では必要かもしれないが、閉止板の挿入程度であり、全体的には閉じ込めは担保されており、変更にあたらないという解釈である。
11	資料 2-2 の第 13 条（処理施設）について、処理能力が下がるが、今後の廃液発生量が設計よりも低減されることで、総合的にみて既許可の設計方針に変更はないとしているが、既許可の処理施設の能力を設計した状況と今回の状況では前提条件が変わっており、許可の段階でその妥当性を示すのではないのか。	設計変更にはあたらないと考えているが、第 3 条の変更の有無も含めて、検討する。
12	資料 2-5 の理由について、受け入れ施設に遮蔽機能を設けない理由は何か。	有機溶媒貯槽が扱うインベントリは低く、遮蔽評価において、遮蔽は不要とし、許可を得ている。 既評価では今回新しく受け入れる液体廃棄物よりも高いインベントリの廃液を有機溶媒貯槽の最大使用量（要確認）の状態で評価しており、その評価結果に包含されることから設計変更は無く、遮蔽は不要と考えている。
13	線量の大きさに関する考え方について補足して欲しい。	管理区域境界、作業者の被ばく上限の観点で設定している。
14	JMTR の一次冷却水が出てくることはもうないのか。	完全に無いということは無い。

	確認事項	回答内容、対応状況
【令和4年12月23日】面談		
1	有機溶媒貯槽に漏えい検知器を取付ける理由を確認したい。	閉じ込め機能として漏えい検知器のついている設備との横並びを図ることを考えている。
2	設置許可上、設備登録をする検出器という理解でよいか。	その通りである。
3	漏えい検知器の適合条文の整理は、どういうことか。	閉じ込めの漏えいの発生防止と漏えいの早期検知を目的としたものであることから第3条閉じ込めのみ該当すると考えている。
4	閉じ込めと漏えいの関係を整理させていただきたい。どういうもので閉じ込めなくてはならない設計としているのか	タンクや配管で閉じ込め機能を満たしている。
5	申請対象条文としている考え方であるが、有機溶媒貯槽と竜巻対策の変更と何か関係あるのか。	竜巻対策の変更は、有機溶媒貯槽と直接係るものではない。有機溶媒貯槽が $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の一部であることや施設の中に納まっているので、施設の括りという観点から影響があると整理したものである。
6	4月の申請の際は、使用を停止する設備で許可申請時に記載を消しているが方針に変わりはないのか。	評価上残っており、廃止に向けた中間段階を踏む意味合いから記載を消すところ及び物が残る施設設備については「使用を停止する」と記載している。
7	今後設備を停止するという設工認を申請するにあたり変更許可との整合性をとる必要があり、変更許可で記載を消すと設工認との整合性が取れなくなる。このことから東海の廃棄物処理場と同じ記載にする必要があると考える。	拝承。記載について整合させる。

	確認事項	回答内容、対応状況
【令和5年1月30日】面談		
1	補正書（5-327～328 ページ）について、化学処理装置が削除されている理由は何か。	今回の補正では、液体廃棄物 A の化学処理を行う記載を削除しており、化学処理装置で処理をすることはない。化学処理装置による処理に関する取扱い（記載）が無くなること、化学処理装置は上部開放型で閉じ込め機能が限定的であることから 4.2.2.6 評価において、記載を削除している。
2	補正書（5-63～65 ページ）では、化学処理装置の閉じ込め機能に関する記載があり、補正書（5-327～328 ページ）とは差があるが、これはなぜか。	違いがあるのは、新規規制基準に適合しているか否かによって差が出ている。そのまま使用を停止させるものは、新規規制基準に適合させないことから、現状の閉じ込め機能を維持する。このような考え方から、記載に違いがある。この考えは、別途資料にて回答する。
3	第3条（閉じ込め機能）はどのようにして要求を満たすと考えているか。	化学処理装置について、上部がない状態であり、使用停止にかかる措置として、閉止することで対応する。
4	移動モニタリング設備は、原災法対応として削除するとのことであるが、既許可では、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備で測定するとしている。移動モニタリング設備は必要な設備ではないのか。	事故時においても、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備により、放射線量及び放射性物質濃度等を監視及び測定することができることから、規則要求事項を満足できると考えている。令和5年2月1日の面談にて回答する。
5	既許可において、移動モニタリング設備が記載されていたのは誤りということか。	移動モニタリング設備がなくとも要求を満たすというところは説明していなく、旧基準であったことから、そのまま使うと説明していた。（機構内で）移動モニタリングが必要かどうかという議論が出た際、なくても要求を満たすことから削除した。
6	補正書（本-26 ページ）の移動モニタリング設備の削除の理由が共有設備の見直しとあるが、どういうことか。	大洗研究所（北地区）原子炉施設（HTTR）の共有設備を共有することから見直した。共用設備においては、HTTR には移動モニタリング設備がなく、また固定モニタリング設備は規制要求が上位（厳しい）である HTTR のものを共用する、所管を明確化することから見直しとしている。
7	既許可において移動モニタリング設備は HTTR になく、管理施設にあるのはなぜか。	管理施設のほうが許可の申請が早かったため。その後、HTTR では移動モニタリング設備を要しないと整理したためある。